	介護納付金賦課被保険者の	介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項
第六条第一号ロ(3)及び(4)	被保険者における被保険者	一般被保険者における一般被保険者
	被保険者（特例対象者の	一般被保険者（一般特例対象者介護納付金賦課被保険者（一般被保険者に限る。）の）
第六条第一号ハ	被保険者	一般被保険者
第六条第一号ニ	被保険者に係る額	一般被保険者及び退職被保険者等に係る額
	被保険者に係る一部負担金	一般被保険者に係る一部負担金
	当該被保険者	当該一般被保険者
第七条第一項第一号イ	第四条第一項第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号イ(1)
	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ロ	第九条第六項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号
第七条第一項第一号ハ	第四条第一項第一号ハ(2)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号ハ(2)
第七条第一項第二号イ	第四条第一項第二号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ
	第十条第四項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号
第七条第一項第二号ロ	第四条第一項第二号ロ(2)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号ロ(2)
第七条第二項	第四条第一項第一号イ(1)	附則第二条の規定により読み替えられた第四条第一項第一号イ(1)
附則第七条	第六条	附則第二条の規定により読み替えられた第六条
附則第七条第一号	第六条各号	附則第二条の規定により読み替えられた第六条各号
附則第七条第二号	第七条第一項第一号	附則第二条の規定により読み替えられた第七条第一項第一号